

平成20年1月11日

各位

株式会社 宮崎銀行

「裁判員制度に対応する特別休暇の導入について」

宮崎銀行（頭取 佐藤勇夫）は、裁判員などに選出された職員に対し特別休暇を付与するため、就業規則を改定しますのでお知らせします。

記

1. 休暇の概要

当行職員が裁判員などに選ばれた場合、そのために必要な期間について有給の特別休暇を取得できます。

この休暇は年次有給休暇とは別枠の特別有給休暇で、日数に上限を設けません。

2. 休暇の目的

日数に上限なく特別有給休暇を取得できることで、職員が安心して裁判員制度に参画し、地域社会への貢献できるための環境を整えるものです。

現在の就業規則でも「公の職務」に必要な日数の特別有給休暇を取得できると定めており、裁判員制度も対象となりますが、就業規則を改定し「裁判員制度」に対して特別休暇を付与することを明記することで、裁判員制度に対する職員の理解を一層深め、参画意識の醸成を図るものです。

3. 休暇の対象者

全ての職員（正行員、嘱託、パートタイマーなど）が休暇を取得できます。

4. 就業規則の改定時期

平成20年4月1日（現行の就業規則でも休暇を取得できます）

裁判員制度が平成21年5月までに開始されることに対応するものです。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 宮崎銀行 人事部
為山（ためやま）
電話 0985-32-8207